

利益相反管理方針

1. 方針

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めます。

2. 社内規程等の整備

前記 1.の目的を達成するために、当社において利益相反に関する社内規程、マニュアル等を整備し、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引およびその類型

(1) 管理対象取引

本方針に基づく利益相反管理の対象とする取引とは、当社または東京共同会計事務所グループに属する各法人等（TKAO グループ）が行う取引のうち、当社が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 管理対象取引の類型

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下のとおり類型化しています。

- ① お客さまと当社または TKAO グループとの利害が対立する取引
- ② お客さまと当社または TKAO グループの取引先等との利害が対立する取引
- ③ お客さまとの取引を通じて入手した情報を不当に利用して、当社または TKAO グループが不当な利益を得る取引
- ④ お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社または TKAO グループの取引先等が不当な利益を得る取引
- ⑤ その他お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引

4. 管理体制・特定方法・管理方法

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下の方法により特定・管理します。

- (1) 当社は、お客さまとの取引により取得した情報に照らして、前記 3. (2) に列挙した類型に該当するおそれがあると判断した場合、直ちに、取締役会を開催し、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを判断します。
- (2) 当社は、利益相反のおそれのある取引に該当すると判断する場合には、以下に掲げる方法またはその他適切な措置をとります。
 - ① 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する。
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引を中止する。
 - ③ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する。